

栃木市パートナーシップ宣誓制度について

1 目 的

「栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）」及び「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」に基づき、性的マイノリティの方の人権を擁護する観点から実施するものです。

制度の導入により、2人が互いに人生のパートナーとして安心して栃木市で共同生活ができるよう、そして、マイノリティの方の人権に関する社会理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝き、多様性を認め合う共生社会の実現を推進します。

2 内 容 人生のパートナーであることを栃木市長に対し宣誓した2人に、証明書を交付します。

3 対象要件 ※いずれも満たすもの

- 成年（20歳以上）
- 栃木市在住、または栃木市在住予定
- 配偶者やパートナーがいないこと、かつ近親者でないこと
- 同居、または同居の予定であること

4 施行日 令和2年11月1日

5 その他 ○宣誓対象者の要件、宣誓の方法等を栃木市の要綱により定め運用します。そのため、法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は伴いません。

○県内では、鹿沼市において令和元年6月に同様の要綱を制定しています。県外では、渋谷区、世田谷区、札幌市、千葉市等で作成しています。

【問合せ】 生活環境部
人権・男女共同参画課
担当：小林 TEL0282-21-2161